

国会議員の安全保障意識

JJ1SXA/池

日本国憲法は、国会、内閣、裁判所の三つの独立した機関が相互に抑制し合い、バランスを保つことにより、権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障する「三権分立」の原則を定めています、また、立法府である国会議員から、行政府の長である首相と過半数の国務大臣を選任することも憲法で規定されている。

議院内閣制では、議会が選出した首相が組閣して、内閣が行政権を担い、内閣は議会に対して政治責任を負い、間接的に国民に対しても政治責任を負うことになる、行政権を担う内閣と立法権を担う議会が一応は分立しているものの、民主主義的要請から権力分立は緩やかなものとなっている。

公務員として知り得た秘密を漏洩すれば、公務員法違反で処分され、最悪の場合には解雇されるから、公務員は秘密の扱いに慎重になる。

しかし、大臣、副大臣、政務官などとして行政府に入っている国会議員は、秘密を漏洩しても行政職を罷免されるだけで、国会議員たる資格を失わない、行政府の職を失っても立法府の職は安泰なのである。

しかも、悪いことに、国会議員は、自分が国家の枢機に参画し、国家の秘密を知り得る重要な地位にいることを選挙民などに喧伝するため、深い考えもなく、秘密を暴露する傾向がある、防衛省、検察庁、警察庁、海上保安庁などの責任者は、行政職に就いた国会議員から秘密が漏れることを警戒して、どこまで真実を伝えることが妥当か、常に気を碎いているともいう。

民主党政権時代、多くの機密情報が政権に伝わらなかったことを見てもそれは分かる、昨日まで安保反対、自衛隊違憲を唱えていた人々に安全保障上の機密を話せるはずがない。

大もめにもめて特定秘密保護法は成立したが、自衛官をはじめとする国家機密を扱う現場の責任ある国家公務員たちの多くは、国会議員の安全保障意識の低さを恐れている。

特定秘密保護法については、成立は早急過ぎる、国会運営は数の暴力だ等々の批判があり、確かに法の不備や、国民に対する説明不足等も否めませんが、漏洩したら国益を存する内容は、守られなければいけない、公務員を罰するのに公務員法があるのに改めて必要ないだろうとの声もある、その通りであるが、国会議員の秘密漏洩を縛る法律が無い、一番危ないのは国会議員だ、そして反日のメディアだ。

反対側は国民の知る権利を標榜するが、国民の名を借りて、実は反日の行動をするためだけでは無いか？権力に逆らう反体制なら、それが全て国民のためになるのか？一寸首を傾げざるを得ない、確かに何でもかんでも秘密扱いは困るが…

(25,Dec,2013 記)